

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○丹羽委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 年金の問題について質問をさせていただきます。

まず、昨日、本会議場でいわゆる年金カット法案の審議がありましたけれども、我が党の柚木議員に対して安倍総理の答弁、柚木議員の再々質問についての答弁、不十分だから再々質問をしたにもかかわらず、先ほど答弁したとおりですというような趣旨の非常に不誠実な答弁が返ってきて、私もああいう光景は余り見たことがないわけでありまして、嚴重に抗議をいたします。本当に真面目に審議をしていただきたいということであります。

我々がいわゆる年金カット法案を問題視している最大の理由は、財政的に必要だ、未来世代に必要な必要だということ、どんどん年金をカットしていく。しかし、政府は、法律にも書いてある、所得代替率五〇%、これは維持する、下回る時には五年前に抜本改革すると法律に書いてある、五〇%までは大丈夫なんだ、こういう言い方をされておられるわけでありまして、果たして、五〇%で均衡すれば老後の生活がぎりぎりセーフなのかどうか、五〇%で均衡すれば老後の生活はぎりぎりセーフだから安心してくださいというような今の所得代替率の説明になっているのではないのか。

つまり、所得代替率が五〇%を切らなければ大丈夫ということ、思考停止に陥っているのではないのか、こういう問題意識を持って、私は、年金の最後のとりでともいえるべきこの五〇%というのが果たして妥当なのかどうか、こういうことを強く疑問視しているところでありまして、物差しとしての役割は、これはもう法律に書いてあるわけですから、物差しとしての役割というのは私もわからないではありませんけれども、その五〇パーの具体的な老後の生活に与える意味合いということについてお尋ねをしていきたいと思っております。

まず、この所得代替率五〇%というのは、端的に聞きますけれども、最低限の老後の生活を保障する、こういう数字が五〇パーということによろしいのでございますか。

○塩崎国務大臣 今、平成十六年の改正のときに所得代替率というのをどういうものとして導入したのかという御質問かというふうに受けとめさせていただきます。

これはもう言うまでもないことでありますけれども、少子高齢化の進展というものを踏まえてど

うするかという中で出てきて、当時の制度のままでは保険料がどんどん上がってしまった、当時は財政再計算と言っていました、そういうことをやってきました。

将来年金を受け取る現役の世代の負担が過重なものとなるおそれがある、こういうことで、上限を固定して、その範囲内で給付水準を調整する仕組み、マクロ経済スライドを導入した。そして、高齢期の生活の状況等を参考にしながら給付水準の下限というものを定めるといふ考え方を導入したわけでありまして。

その具体的な水準について今お話がありました、給付と負担のバランスを考慮する中で、厚生年金の保険料の上限は一八・三に固定して、現在の所得代替率の定義のもとで給付水準の下限を五〇%とする、これをセットで法定化したわけでございます。

それが、大きく言えば、やはり高齢世帯が暮らしていくために必要なものの年金としての目安ということを入れたというふうに私は理解をしておりますけれども、そのようなことで私たちは考えているのではないかとこのように思います。

○長妻委員 いや、私が聞いていたのは、ちよつと端的にお答えいただきたいのでありますけれども、所得代替率五〇%というのは最低限の老後の生活が保障できる、こういう水準として決定をしたということによろしいんですか。

○塩崎国務大臣 当時は、もともと日本の所得代替率は夫婦二人で見えていましたから、その際には基礎的な支出についてはカバーできるということ

でそのように決めたというふうに思っております。  
**○長妻委員** そのように決めたというのは、確認ですけれども、所得代替率五〇％は最低限の老後の生活が保障できる、当時、そういうことで五〇パーを決めたということではよろしいんでございますか。

**○塩崎国務大臣** さつき申し上げたとおり、夫婦二人でいけば基礎的な支出はカバーできるものとしてお示しをしているということでございます。

**○長妻委員** いや、夫婦二人であれば基礎的消費支出を賄うというのは満額の基礎年金の話じゃないでしょうか。ちよつとそれはこの後に聞く話だと思います。

そうでなくて、今聞いているのは、所得代替率五〇％は最低限の老後の生活が保障できるということで五〇パーを決めたということではよろしいんですねということでありますので、明確に、難しい話じゃありませんので。

**○塩崎国務大臣** その数字のレベルについては先ほど申し上げましたが、さつきバランスすることについてもいろいろ御注文がありましたけれども、厚生年金の保険料の上限を一八・三として、保険料がどんどん上がってしまわないようにするという中にあって、一方で、給付の方についての目安を持たないといけないということで、バランスするためには現在の所得代替率の定義のもとで給付水準の下限を五〇％とするということ、それについては、最低限の生活といったようなことで表現をされているものとしてその当時定義をされたわけではないというふうに理解をしております。

夫婦の、いわゆる年金でもって、厚生年金の場合ですが、これでもって、失礼、国民年金の場合の、基礎年金の場合の、どこまでカバーできるのか、そしてまた単身の場合にどこまでカバーできるのかといった問題は、それはまた別途もちろんあるわけでありませうけれども、今の五〇％という意味では、それは保険料の上限との組み合わせで五〇％ということで法定化をしたというふうに理解をしております。

**○長妻委員** そうすると、もう一回確認ですけれども、今おっしゃったのは、最低限の生活ということで提起されたものではないと、この所得代替率五〇％。つまり私の質問は、所得代替率五〇％は最低限の老後の生活が保障できる、こういうものではないということではよろしいんですね、確定答弁として。

**○塩崎国務大臣** 当然、年金ですから、どういう暮らしになるのかということを全く考えないで決めるはずもないわけであって、今お話があったように、五〇％というときにいろいろな議論があったのは、前、この委員会でも出ました。諮問会議と、それから経済界あるいは厚労省、それぞれの考えが違ったという話も御披露があったところでありまして、それは当然、高齢期の生活の状況を考えて、それが十分可能なレベルとしてやはり五〇％というのが最終的に決まって法律となったというふうに思うわけでございまして、全くそれを無視して決めているわけではない。

ただ、バランスで決まっているということと、それから、それを考える際の前提は、高齢期の方

々の暮らしがちゃんと守られるということを考えていることだと思えます。

**○長妻委員** 今の答弁とその前の答弁、全く正反對の答弁があつて、ちよつと整理していただきたい。一回ちよつとまとめて、整理してください。

**○塩崎国務大臣** 同じことを言っているものでありまして、バランスで一八・三と五〇というものが決まりましたということと、その際に、何も暮らしのことを考えずに決めるはずもないのであつて、いろいろな意見が、どのレベルで代替率を定めるのかということに関してはいろいろあつた。その中で五〇というところに決まったということを示し上げているので、その際には、やはり、当然、高齢期の生活が守られるということを念頭に入れたいろいろな方々の御意見でこの法律の水準は決まったというふうに申し上げたわけで、整理は十分されているものだと思っております。

**○長妻委員** 先ほど真反対の答弁があつたんですね。一つは、最低限の生活ということで提起されたものではない、この五〇％ということは、そういうふうな御答弁があつて、前々回の答弁では、老後の生活が十分可能なレベルとして五〇パーだということ御答弁があつて、一体どつちなのか。

つまり、十分可能かと私聞いていないんですよ、そんなにドラックスな話でなくて、この五〇パーが、ぎりぎり、最低限の老後の生活が保障できるということを決めたんですかと。そこは重要なんですね、これは。

**○塩崎国務大臣** 多分、長妻委員は、わかつておられて御質問されているんだろうと思えますけれど



最低限の生活が保障できるというのは、当時もそんな議論はなくて、でも、これは大臣として国会で坂口大臣が答弁されていて、こういう形で所得代替率五〇パーというのが流布されたわけでありますが、そうすると、この答弁というのは当時、古屋副大臣にお伺いしますが、坂口大臣のこの答弁は、最低限の生活が保障できるというのは言い過ぎだったということではありませんか。

○塩崎国務大臣 これは坂口大臣の当時の答弁でございしますが、その趣旨を推しはかかってみれば、もちろん私は坂口先生ではありませんから、推測すれば、当時の高齢夫婦世帯の基礎的な消費支出と比較をしたときに、モデル世帯の年金水準であれば基礎的な消費水準を十分カバーしているという状況を踏まえて、最低限の生活を保障できるようにしたいという気持ちで答弁されたのではないかなどというふうに思いますけれども、そこはどういうことなのかは坂口先生にお聞きをしないと、これは正確にはわからないとあります。

ですから、当然、代替率を、いろいろな方がいろいろな御意見があつて、坂口先生も先ほどのとおり、五〇から五〇の半ばというようなことをおっしゃっているわけで、どの辺であれば平均的に高齢世帯の暮らしを守ることができるのかという思いを数字化したというふうに考えるべきなんだろうなというふうに思います。

○長妻委員 所得代替率五〇%というのは、最低限の老後の生活が保障できるという気持ちをあらわしたということで、非常に心もとないわけであり

なぜならば、所得代替率五〇%、今の政府の見込みでいうと、二〇四三年か四四年ぐらいまでは五〇%は維持できる。だから、それまでは、五〇%を維持できる限りは、基本的には抜本改革というのはやる意思がないというような法律の仕立てになっていくし、今の政府の答弁もそういうふうな聞こえるわけでありまして、この五〇パーというものをもう少し単なる物差しであるという理解をしていただいて、五〇パーになる前に、本当に老後は生活できるのかどうか新たな指標なり調査なりをして、厳重に確認をする必要があるというふうに考えております。

そして、国民年金、基礎年金についての質問に移ります。

配付資料の一ページ、これを、事前に言っておりますので、大臣、説明をいただけますでしょうか。

○塩崎国務大臣 老齢基礎年金の額、これは平成二十七年と、総務省の家計調査、平成二十七年、これにおける高齢無職世帯の支出との比較をしてみますと、夫婦世帯では、基礎年金額十三万六千円が衣食住といった基礎的消費支出十一万五千九百三十三円をカバーしております。一方で、単身世帯では、基礎年金額六万五千八百円が基礎的消費支出七万二千九百円をおおむねカバーしている。

これに加えて、基礎年金のみの方など、低年金、低所得の方に対しては、平成三十一年十月までに施行される年金生活者支援給付金によって最大月五千円が年金額に上乗せをされる、年金と相まって高齢者の生活を支えることになるというふう

考えておるところでございます。

○長妻委員 一ページ目は、今おっしゃっていたように、厚労省につくっていたいたいたものなんです、基礎年金だけを見ると、夫婦世帯でいうと、基礎的消費支出の平均でありますけれども衣食住を賄うことができる、単身世帯では、ちよつと七千円ぐらい足りませんけれども、おおむね賄うことができるというようなことなんです。ということ、今後、基礎年金が所得代替率で三割減っていくということは、衣食住を賄うことができなくなる、そういう事態があつたときに、所得代替率五〇%は切らないけれども、衣食住を賄えなくなる、基礎年金が、その場合は何らかの手を打つということをご希望お約束いただきたいと思うんですが、いかがですか。

○塩崎国務大臣 そもそも一体改革の際に、今、長妻委員が御指摘になったようなことは全て議論の対象となつていたというふうに私は理解をしております、その一つが年金生活者支援給付金であり、そしてまた、今回もう既に衆議院から参議院に移りました無年金者対策としての二十五年、十年の短縮法案であり、それから、これはもう既に一体改革で決まつておりますけれども、医療、介護の保険料の軽減とか、そういうことで対応をしていくということでありまして、これはマクロ経済調整があつたとしてもなかなか賦課方式の厳しい面があるんだということは、これは当時の岡田副総理もおっしゃっていることであつて、絶えず、国民の暮らしをどう守っていくかということ、これは当然やらなければいけないので、これはひとり

年金制度だけでカバーをしていこうというのはなかなか難しいというのが一体改革の、三党の合意の中身であったと思います。

したがって、年金を含めて、社会保障制度については絶えず検証をし、議論を重ねて、打つべき手は必要とあらば打っていくということが私たちのやるべきことなんだろうというふうに思います。

**○長妻委員** いや、私が申し上げているのは、今この一ページ目、説明していただいた数字は、私が質問主意書を出して、答弁書の中で、高齢無職世帯の基礎的消費支出を、老齢基礎年金の満額であれば夫婦世帯は賄うことができる、単身世帯は……（発言する者あり）そう、現時点ではおおむね賄うことができるというふうに書いてあるから、これは将来ともこういう考え方を継続するのからということなんです。私は継続してほしいということなんです。

つまり、将来、満額の基礎年金が衣食住を、基本的なものを賄えなくなったらば、それは代替率五〇%を切らなくても、年金あるいは年金以外の対策でもいいですよ、そういう対策をきちんと打つということをお願いしたいということをお申し上げしているわけです。

なぜならば、例えば国民年金だけで暮らしておられる方は、所得代替率の下限がないわけですよ。夫婦世帯の厚生年金だけ、厚生年金の方は五〇パーという、私はその所得代替率は誤解を与えるものだと、分母がネットで分子がグロスですから、それは申し上げたわけですけども、国民年金だけの方は所得代替率の下限が何もないわけですよ。

ですから、そういう意味では、この基礎的消費支出を一つのメルクマールにして、これを将来下回る、相当下回るときは年金あるいは年金以外の対策をきちんと打つということをぜひこれは明言していただきたいと思うんですが、いかがですか。

**○塩崎国務大臣** 先ほど申し上げたことに尽きるわけでありませうけれども、所得代替率の五〇%というのは、おっしゃるとおり、これは先ほど私からも申し上げたとおり、夫婦二人のモデル世帯の年金水準の下限ということでありませう。

今、基礎年金で最低限の生活が守れるのかどうかということを見るべきだという御指摘がございましたけれども、基礎年金そのものに下限を設けているわけでは今はもちろんないわけでありませうけれども、しかし、五年ごとに実施をしている財政検証では、所得代替率が五〇%を上回っているか否かを見ているだけではなくて、当然、報酬比例部分と基礎年金部分に分けて代替率を算出してあります。今回の試算もそのとおりであって、その分析を通じて、政策として何がこれから必要なのかということをお明らかにしているわけでありませう。

今般の年金改革法案に盛り込んである、賃金の变化に合わせた年金額の改定ルールの見直しは、まさに財政検証において明らかにした将来世代の基礎年金の水準低下、長期化することによってまた下がるということについての問題に対応するためのものであって、議員の問題意識にも通じるものではないかというふうに思います。

したがって、年金カット法案ではなくて、将来

年金確保法案だと言っているのはまさにそのことであり、また、基礎年金の数字でお出しをしているのも、そういうところを注目した上で申し上げているわけでございます。

**○長妻委員** 時間が参りましたので、もう質問をやめますが、年金カット法案が今の私の質問に対する答えのような話をしましたが、今の衣食住を賄うのでもぎりぎりなんです。単身世帯は賄えていないんですよ。おおむね賄うという言葉で糊塗してはいますけれども、さらに今、直近の年金が削られたら賄えなくなるじゃないですか。将来のことを言ったって、これは、今賄えなくなってしまうんですか。

これは最後、ぜひ明確な御答弁をいただきたいんです。

住宅なんかは、今後、賃貸に住んでいる方が老後になつたらば、賃貸料が発生したらもう到底これじゃやっていけませんよ。ですから、今後、基礎的な衣食住のお金を賄えなくなったときは、代替率五〇%を切らなくても、きちんという年金あるいは年金の外の制度でそれをサポートする、そういうような検討を始めるんだ、こういう、ぜひ宣言していただきたいと思うんです。これは、ぜひ、政治家でしか言えないことですから、お願いします。

**○塩崎国務大臣** これは一〇%に引き上げたときに年間六万円の福祉的給付を行うことになる。これは、基本的には、基礎年金のみの方には最大六万円行く、こういうことで手を打っているわけでありまして、これは三党合意でも合意をしたこと

であります。

法律は、確かに先ほど御指摘のとおり、五〇％を切る五年前にという話であります。それは法律であつて、さつき私が申し上げたとおり、私どもは絶えずいろいろなものを見ておるわけであつて、先ほどの夫婦二人のモデル世帯の所得代替率だけではなくて、基礎年金の代替率についても私たちは見ているわけでありまして、まさにそれを問題にして、お答えも三％、七％でお答えをしているわけであります。

今いろいろな想定があり得るということ、それはそのとおりで、私たちもそれは十分考えた上で、何が必要かということは絶えず見ながら、必要な手を、社会保障全体あるいは経済政策全体の中で何をどうするかということは絶えず見直しをしていくということでありまして、私どもが何もしていかないということでは全くないということだと思ひます。

○長妻委員 現状の老後の生活がどんなものか、それをきちつと見ながら政策を進めていただきたいということをお願い申し上げまして、質問を終わります。